

1 社会福祉法人に対する特別監査

度重なる一般監査によっても、改善の措置が認められないときや運営等に重大な問題や不祥事の発生が確認されたときは、社会福祉法第56条に基づき、特別監査を実施します。

特別監査の結果、改善を要すると認められた事項については、一般監査後の措置に準じ、後日文書によってその旨の通知を行い、その改善状況について、文書により報告を求めます。改善報告若しくは改善計画が期限内に提出されないとき、又は改善内容を精査した結果、改善の意思がなく、若しくは改善を怠っていると認められるときは、法令の定めるところにより、改善勧告又は行政処分を行うための手続を進めます。

令和4年度に特別監査を行った社会福祉法人は1法人でした。

2 介護保険サービスに対する監査

介護報酬の請求や介護給付等対象サービスに不正が疑われる場合には、介護保険法第76条、第90条及び第115条の33第1項等に基づき、監査を実施します。

監査の結果、不正請求や虚偽報告などの不正が判明した事業者に対しては、介護保険法第77条、第92条及び第115条の9等に基づき、指定居宅サービス事業所（介護予防を含む。）及び指定介護老人福祉施設等の「指定の取消し」等の処分や「改善勧告」を行います。

令和4年度に監査を行った事業は4件でした。そのうち、勧告を行った事業は3件です。

また、令和3年度に監査を行った事業8件のうち、令和4年度に処分を行った事業は1件です。

(1) 令和4年度 監査実施件数

訪問介護事業	サービス付き 高齢者向け住宅	介護老人 福祉施設	合計
1件	1件	2件	4件

(2) 令和4年度 勧告件数

訪問介護事業	介護老人福祉施設	合計
1件	2件	3件

(3) 令和4年度 勧告事例

サービス種別	訪問介護事業
勧告理由	<p>【業務管理体制の不備】</p> <p>法令遵守責任者である取締役自らが、都が求めた物件について虚偽の報告を行った。また、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第21条第1号に基づく市への通報義務を果たしていない。</p>

【根拠法令等】

介護保険法第115条の34第1項

(4) 令和4年度 処分件数

訪問介護事業	合計
1件	1件

(5) 令和4年度 処分事例

サービス種別	訪問介護事業		
監査実施までの経緯	虐待疑い等の情報提供を受け、都が監査を実施した。		
処分理由	<p>【人格尊重義務違反】 居室のドアノブを紐で縛ることにより、利用者を居室に隔離していた。また、居室の水道の元栓を閉めることにより、利用者の水分摂取を制限していた。</p> <p>【不正請求】 虚偽のサービス提供の記録を作成し、これを基に不正に介護給付費及び介護扶助費を請求し、受領した。また、サービス提供記録が存在しないにもかかわらず、不正に介護給付費及び介護扶助費を請求し、受領した。</p> <p>【虚偽報告】 監査において都が提出を求めた物件について、「存在しない」とする虚偽の報告を行い、提出しなかった。</p>		
措置	指定の全部の効力の停止3か月 (現在及び新規の利用者の受入れ停止)	不正受領額	約170万円

【根拠法令等】

介護保険法第77条第1項第5号、第6号及び7号

生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第51条第2項第4号及び第5号

3 障害福祉サービス等に対する監査

法令・基準条例等の違反、自立支援給付に係る費用等の不正請求又は不適切な福祉サービスの提供が明らかな場合には、監査を実施します。

監査の結果、不正等が判明した事業者に対しては、障害者総合支援法第49条、第50条等に基づき、指定障害福祉サービス事業者等の「指定の取消し」等の処分や「改善勧告」を行います。

令和4年度に監査を行った事業所は4か所でした。

また、令和4年度に処分を行った事業所が4か所ありました。

主な処分等事例

種 別	共同生活援助・短期入所、就労継続支援 B 型
監査実施までの経緯	<p>共同生活援助・短期入所事業所内で利用者の死亡事故が発生し、これに関連して施設職員が複数逮捕されるに至った。このため、当該事業所に対し、人格尊重義務違反、運営状況等が疑われたことから、監査を実施した。</p> <p>また、同一法人が運営する就労継続支援 B 型事業所において、届け出が提出された事業所所在地以外でのサービス提供を行っていたこと及びサービスを提供していないにも関わらず訓練等給付費を不正に請求していたことなどが疑われたことから、監査を実施した。</p>
処分理由	<p>○共同生活援助・短期入所事業所に対する処分理由</p> <p>【人格尊重義務違反】</p> <p>障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第17条に基づき、練馬区から1件及び世田谷区から3件の虐待報告を受けており、これらのほか、都においても3件の虐待事案を確認している。また、これらの虐待事案発生後、法人は自ら適切な措置を講じなかった。</p> <p>【運営基準違反】</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理者が一定期間常駐しておらず、専ら当該事業所の職務に専念できるような状況ではなかった。 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための必要な体制の整備が十分ではなく、従業者に対する虐待防止等の教育が十分に行われていない。 サービス提供により、行政への報告対象事故が多数発生しているにもかかわらず、関係行政機関等に連絡をしなかった。 <p>【関係法令違反】</p> <p>障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく自治体への通報義務違反があった。</p> <p>○就労継続支援 B 型事業所に対する処分理由</p> <p>【不正請求】</p> <p>指定日以降、訓練等給付費について、以下のアからウに係る請求を不正に行い、受領した。</p> <p>ア サービス提供をしていない日を含む一律請求</p>

IV 不正や権利侵害に対する監査等

<p>処分理由</p>	<p>イ 未届の場所でのサービス提供による請求 ウ 個別支援計画未作成減算を行わない請求 【障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をしたとき】 利用者の工賃について、会計書類上は全額支払ったことになっているが、実際には「預り金」と称してその一部を利用者に渡していなかった。法人は、この「預り金」を法人会計の不足分に流用し、費消した。</p>		
<p>措置</p>	<p>指定の取消し</p>	<p>不正受給額</p>	<p>共同生活援助・短期入所：なし 就労継続支援B型 ：約2億2,800万円</p>

【根拠法令等】障害者総合支援法第50条第1項第2号、4号、5号、9号及び10号該当

4 保護施設に対する特別指導検査

保護施設が、以下のいずれかに該当する場合に、特別指導検査を行い、改善が図られるまで重点的かつ継続的に実施します。

- ・ 事業運営及び施設運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- ・ 最低基準に違反があると疑うに足りる理由があるとき。
- ・ 指導監査における問題点の是正改善がみられないとき。
- ・ 不当な理由がなく、一般監査を拒否したとき。

特別指導検査の結果、保護施設の設備又は運営が生活保護法第39条第1項の基準に達しないときは、文書により改善を指示し、改善報告書の提出を求めますが、改善措置が講じられない場合は、同法第45条第2項に基づく改善命令、事業の停止命令又は認可の取消しを行うことができます。

令和4年度に特別指導検査を行った保護施設は1施設でした。

また、令和4年度に行政処分を行った施設はありませんでした。

5 児童福祉施設等に対する特別指導検査等

児童福祉施設や認可外保育施設等が法令に違反するなど、その運営が著しく適正を欠くために、施設運営に重大な支障を及ぼしているおそれがあると疑われる場合には、特別指導検査等を実施します。

特別指導検査の結果、児童福祉施設の設備又は運営が児童福祉法第45条第1項の基準に達しないときは、同法第46条第3項に基づく改善勧告や改善命令、また、基準未達成に加え、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、同条第4項に基づく事業の停止命令を行い、児童福祉法やこれに基づき発する命令等に違反したときは、認可を取り消すことができます。

認可外保育施設については児童福祉法第59条に基づき、児童の福祉のため必要があると認められるときは、改善勧告やその事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができます。

また、幼保連携型認定こども園については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第20条、第21条及び第22条に基づき、同法等の規定に違反する場合、園児の教育上又は保育上有害であると認められる場合等は、改善勧告、改善命令、事業停止命令及び認可の取り消しを行うことができます。

令和4年度に特別指導検査等を行った児童福祉施設等は、認可保育所が96施設、認証保育所が17施設及び認可外保育施設が3施設でした。

また、令和4年度に改善勧告又は行政処分を行った施設等はありませんでした。

6 保険医療機関等に対する監査

医療保険の診療報酬請求に不正が疑われる場合には、社会保険を所管する関東信越厚生局と共同で監査を実施しています。

(1) 令和4年度 監査実施状況

医科	歯科	保険薬局	柔道整復	合計
6件	3件	—	3件	12件

※令和4年度以前からの監査継続案件で、令和4年度にも監査を行った案件を含みます。

(2) 令和4年度 処分等状況

医科保険医療機関の指定の取消	4件（取消相当を含む。）
歯科保険医療機関の指定の取消	3件（取消相当を含む。）
保険薬局の指定の取消相当	1件
受領委任の取扱の中止相当	1件

(3) 主な処分等事例

種 別	医科保険医療機関
監査実施までの経緯	<p>患者から当該医療機関に継続して外来受診しているが、領収証には在宅医療として記載されている旨の情報提供があった。</p> <p>個別指導を実施したところ、診療録には訪問診療を行っている旨の記載があり、在宅患者訪問診療料が請求されていた。また、このほかの在宅患者訪問診療料が請求されていた複数の患者について、通院困難とする医学的な根拠がはっきりしないものが多数認められたことから個別指導を中断した。</p> <p>その後、患者調査を行ったところ、訪問診療に係る不正な診療及び請求が強く疑われたことから指導を中止し、監査を実施した。</p>
処分理由	<p>実際には行っていない保険診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求していた。</p> <p>実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。</p> <p>実際に行った保険診療を保険点数の高い別の診療に振り替えて、診療報酬を不正に請求していた。</p> <p>自費診療として患者から費用を受領しているにもかかわらず同診療を保険診療したかのように装い、診療報酬を不正に請求していた。</p>

	保険医療機関又は患家以外の場所で定期的に診療を行い、これを保険診療として、診療報酬を不正に請求していた。
措 置	保険医療機関の指定取消、保険医の登録取消

【根拠法令等】健康保険法等

種 別	歯科保険医療機関
監査実施までの経緯	<p>保険者からの情報提供により個別指導を実施したところ、実際には装着していない歯冠修復物及び欠損補綴物を装着したとして診療報酬を請求していることが疑われたため、個別指導を中断した。</p> <p>その後、患者調査を実施したところ、実際には装着されていない歯冠修復物及び欠損補綴物を装着したとして診療報酬が請求されている疑義が認められたため、個別指導を中止し、監査を実施した。</p>
処分理由	<p>実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。</p> <p>実際に行った保険診療を保険点数の高い別の診療に振り替えて、診療報酬を不正に請求していた。</p> <p>自費診療として患者から費用を受領しているにもかかわらず、同診療を保険診療したとして、診療報酬を不正に請求していた。</p>
措 置	保険医療機関の指定取消相当、保険医の登録取消相当

【根拠法令等】健康保険法等

種 別	保険薬局
監査実施までの経緯	<p>令和2年1月及び2月に、当該薬局の開設者（管理者を兼務）が、併設される診療所の医師が不在であった平成31年3月に、医師の資格がないのに患者の診察を行い、医師が診察したように装って診療報酬や調剤報酬をだまし取った等の疑いで逮捕されたとの報道があった。</p> <p>平成31年3月分の処方箋及び調剤録を確認したところ、不在であった医師の氏名が保険医欄に記載された処方箋及び調剤録が確認された。また、不在であった医師の氏名が保険医欄に記載された平成31年3月分の調剤報酬明細書が確認され、不正な調剤及び不正な調剤報酬請求であることが強く疑われたため、監査を実施した。</p>
処分理由	<p>保険薬剤師は、調剤報酬及び診療報酬の不正請求に係る詐欺罪で、懲役3年、執行猶予4年の判決を受け令和2年8月13日に刑が確定している。</p> <p>医師以外の者が作成した処方箋であることを認識していながら、その処方箋に基づいて調剤を行い、調剤報酬を不正に請求していた。</p>
措 置	保険薬局の指定取消相当、保険薬剤師の登録取消相当

【根拠法令等】健康保険法等

種 別	柔道整復施術所
監査実施までの経緯	<p>患者から当該施術所の療養費の請求について疑義があるとの情報提供があり、患者調査を実施したところ、不正請求が強く疑われたため、監査を実施した。</p>

<p>処分理由</p>	<p>実際には行っていない施術を行ったものとして施術録に不実記載し、療養費を不正に請求していた。</p> <p>実際に行った施術に行っていない施術を付け増して施術録に不実記載し、療養費を不正に請求していた。</p> <p>実際に施術を行った日の施術記録を施術録に記載せず、実際には施術を行っていない日に実際に行った日数以上の施術を行ったものとして施術録に不実記載し、療養費を不正に請求していた。</p> <p>患者に施術を行っていない月であるにもかかわらず、療養費支給申請書を作成するため、受取代理人欄の被保険者氏名を施術管理者が署名していた。</p>
<p>措置</p>	<p>受領委任の取扱中止相当</p>

【根拠法令等】受領委任の取扱規程等

7 生活保護法の指定医療機関に対する検査

医療扶助に係る診療内容及び診療報酬について、不正又は著しい不当があったことを疑うに足る理由等があるときは、検査を実施します。

検査の結果、不正等が判明した指定医療機関に対しては、生活保護法第51条第2項に基づき、指定医療機関の「指定の取消し」等の処分を行うことができます。

なお、令和4年度に検査を行った指定医療機関は1件ありました。

また、令和4年度に処分を行った指定医療機関はありませんでした。